平成２６年（フ）第４７号
富山市上堀南町39番地
破産者　岩倉　　隆
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２７２号
愛知県一宮市音羽２丁目９番10号
破産者　高橋　義孝
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２７３号
愛知県一宮市音羽２丁目９番10号
破産者　高橋　厚子
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第６号
兵庫県南あわじ市松帆古津路363番地３
破産者　倉本　和子
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第１２７号
大分県別府市天満町16番30号　豊アパート201号
破産者　西村　路生
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第８２７号
埼玉県桶川市大字加納61番地の２　プロムナードヨシホＢ－７号、破産手続開始決定時の住所埼玉県鴻巣市人形１丁目８番24号
破産者　小谷野榮二
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３０４号
新潟市西区小針西２丁目11番９号　小針西ハイツ106号室、開始決定時の住所新潟市西区五十嵐二の町8312番地17
破産者　高橋　裕之
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３３号
静岡市葵区山崎１丁目７番地の５　コーポ昴103号、前住所静岡市駿河区中島540番地の１セジュールオキツＡ―201号
破産者　興津　一浩
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４４００号
大阪市鶴見区放出東１丁目31番２号　アヴリオ２―202号室
破産者　新井　隆生
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７６５号
大阪府門真市沖町30番13号
破産者　安田　　肇
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１２６号
大阪府吹田市岸部中１丁目29番７号
破産者　青海　俊博
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１３６号
鹿児島県熊毛郡中種子町野間5170―６、住民票上の住所大阪市平野区平野西６丁目５番９―1404号
破産者　鐘田　　守
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９２号
堺市西区上野芝町７丁３番２号
破産者　小山　惠弘
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４６号
岡山県津山市小原377―２、破産手続開始決定時の住所岡山県津山市上河原431番地
破産者　八木　英雄
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第１２１号
岡山県美作市真加部３番地８
破産者　卯野　節子
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第２１６号
北九州市小倉南区志井１丁目５番11号
破産者　中野　　浩
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２４７号
横浜市青葉区荏子田２丁目29番地12　バーミーヒルズⅡ―１、開始決定時の住所横浜市青葉区黒須田31番地24
破産者　川口　裕三
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部